

令和7年11月定例会 経済委員会（事前）

令和7年11月25日（火）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

出席委員

委員長 沢本 勝彦  
副委員長 重清 佳之  
委員 岡田 理絵  
委員 井村 保裕  
委員 寺井 正邇  
委員 北島 一人  
委員 仁木 啓人  
委員 岸本 淳志  
委員 古川 広志  
委員 岡田 晋

議会事務局

議事課副課長 山田久美子  
議事課課長補佐 一宮 ルミ  
議事課主任 横山 雄大

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

部長	勝川 雅史
副部長	長谷川尚洋
副部長	永戸 彰人
次長（連携担当）	喜羽 宏明
次長（文化振興課長事務取扱）	伊澤 弘雄
にぎわい政策課長	原田 敬弘
にぎわい政策課交流拠点室長	小溝 良子
観光企画課長	原 裕二
観光誘客課長	高木 真郷
万博推進課長	渡部 芳枝
スポーツ振興課長	久次米和成
スポーツ振興課交流拠点室長	松本 美和
文化振興課文化創造室長	漆原 学
文化資源活用課長	溝杭 功祐
文化の森振興センター所長	藤井 博
文化の森振興センター副所長	石炉久美子

【提出予定議案】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第10号 徳島県立産業観光交流センター等の指定管理者の指定について
- 議案第11号 徳島県立あすたむらんどの指定管理者の指定について
- 議案第12号 徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について
- 議案第13号 徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について
- 議案第14号 徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 大阪・関西万博の取組について（資料2）
- 近代美術館賡作事案における購入先との合意について（資料3）
- 近代美術館賡作事案における科学調査の結果について（資料4）
- とくしまマラソン2026の募集期間延長について

---

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、観光スポーツ文化部関係の調査を行います。

この際、観光スポーツ文化部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

勝川観光スポーツ文化部長

それでは、今定例会に提出を予定しております案件につきまして、経済委員会説明資料により御説明を申し上げます。

まず初めに、令和7年度一般会計補正予算案について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり1,310万円の増額をお願いいたします。補正後の予算総額は97億9,399万2,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、課別主要事項につきまして御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。観光企画課でございます。

観光費の、踊りの大一番！「阿波おどり」魅力発信事業では、来年6月にフランスで開催されるJAPAN VILLAGE in 大相撲パリ公演2026への阿波おどりの派遣や、徳島県ブースの出展に加え、相撲と阿波おどりのコラボ商品の開発・販売に取り組む経費として750万円を計上しております。

なお、今年度予算はございませんが、阿波人形浄瑠璃の派遣も併せて予定しております。

5ページを御覧ください。スポーツ振興課でございます。

体育振興費のアリーナ基本計画策定事業では、本県の新たなぎわい創出が期待できる

アリーナを実現するため、基本計画を策定する経費として560万円を計上しております。

6ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。

まず、後ほど御説明させていただきますが、令和8年度から新たな指定管理者を指定する、にぎわい政策課所管の徳島県立産業観光交流センター等及び徳島県立あすたむらんど、スポーツ振興課所管の徳島県蔵本公園等、文化振興課所管の徳島県郷土文化会館及び徳島県立文学書道館について、それぞれの指定管理期間中の指定管理料の債務負担行為限度額を設定するものでございます。

また、補正予算でも御説明させていただいた内容との関連で、観光企画課の阿波おどり魅力発信業務委託契約、スポーツ振興課のアリーナ基本計画策定業務委託契約、文化振興課の阿波人形浄瑠璃魅力発信業務委託契約についても、同様にお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。その他の議案等の（1）指定管理者の指定についてでございます。

令和7年度末をもって指定期間が満了する当部所管施設等について、指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、お諮りさせていただきます。

アの徳島県立産業観光交流センター及び徳島県立男女共同参画総合支援センターにつきましては、次期指定管理期間より両施設を一体的に管理することとし、株式会社キヨードーファクトリー及び四国放送株式会社、一般財団法人徳島県観光協会を構成員とする、とくしまにぎわい創出共同事業体を、イの徳島県立あすたむらんどにつきましては、在り方の見直しを進めるため、指定期間を来年度1年間延長し、株式会社ネオビエントをそれぞれ指定管理者に指定するものでございます。

8ページを御覧ください。

ウの徳島県蔵本公園及び徳島県鳴門総合運動公園、徳島県立中央武道館につきましては、次期指定管理期間より、徳島県蔵本公園及び徳島県鳴門総合運動公園のスポーツ施設と公園施設を一体的に管理することとし、公益財団法人徳島県スポーツ協会を、エの徳島県郷土文化会館につきましては、新ホールとの一体的管理を見据え、指定期間を2年に短縮し、公益財団法人徳島県文化振興財団を、オの徳島県立文学書道館につきましても、指定期間は異なりますが、同じく公益財団法人徳島県文化振興財団をそれぞれ指定管理者に指定するものでございます。

なお、候補者の選定理由等、詳細につきましては、資料1の観光スポーツ文化部指定管理候補者の選定結果についてを御参照くださいますよう、お願ひいたします。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。

続きまして、この際、4点御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。大阪・関西万博の取組についてでございます。

1ページを御覧ください。

1の関西パビリオン「徳島県ゾーン」来場実績につきましては、累計51万5,716人であり、目標来場者数の42万人を超える結果となっております。

2の万博誘客促進事業（ワンコインキャンペーン）利用実績につきましては、この度、最終の利用実績を取りまとめました。クーポンの配布枚数は10万4,459枚、利用者が1万

3,279人となっております。クーポン利用者の内訳として、利用者の居住地及び降り場、月ごとの利用者数は資料記載のとおりとなっております。

3の教育旅行支援事業利用実績につきましては、10月13日閉幕までに入場した児童生徒数は8,705名、学校数が69校となっております。

学校の区分別内訳は、資料記載のとおりとなります。

2ページを御覧ください。

4の万博参加国との主な交流実績につきましては、8月にはタイパビリオンにおいて阿波人形浄瑠璃の戎舞を公演いたしました。

9月には徳島すだち残暑見舞い外交を展開し、徳島すだち大使が、13海外パビリオンにおいて旬の徳島すだちのPRを行いました。

また、10月には徳島の伝統工芸、阿波藍による出張藍染めワークショップを開催し、6海外パビリオンで交流を深めるとともに、閉幕日には、関西パビリオン多目的エリアにおいて、子供たちによる万博参加国との交流の成果発表等を行いました。

5の今後の予定につきましては、来る12月1日から令和8年3月31日にかけて、EXPO LEGACY TOKUSHIMA 感謝展を万代庁舎1階のホールにおいて開催することとしており、万博184日間の軌跡と徳島県ゾーンの展示物等に加え、国際交流の証として、ドイツパビリオンから寄贈いただいたソファー等を万博レガシーとして展示いたします。

また、万博を契機とした関西圏プロモーションとして、ワンコインキャンペーンの後継となる未使用ワンコインクーポンの保有者等を対象にした、大阪発徳島行きの片道バスを無料運行するとともに、関西圏や旅行系インフルエンサーを活用したSNSプロモーションなどを実施することとしております。

この度、大阪・関西万博における徳島県の取組が盛況のうちに閉幕を迎えることができましたことに、議員各位をはじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも、万博の成果を生かした取組を推進してまいります。

資料3を御覧ください。近代美術館賡作事案における購入先との合意についてでございます。

近代美術館が賡作であると公表した所蔵作品「自転車乗り」については、去る10月20日、購入先との間で、平成10年度当時の購入契約を解除することで合意いたしました。

合意は円滑に履行され、10月22日、購入金額と同額である6,720万円の返金を確認し、11月18日、作品を購入先へ返還いたしました。

資料4を御覧ください。近代美術館賡作事案における科学調査の結果についてでございます。

本年7月から10月にかけて、専門機関の協力を得て科学調査を実施し、近代美術館において報告をまとめたものでございます。

調査の結果、作品が制作されたとされていた当時には流通していない絵具の成分が確認され、比較的近年に制作された可能性が高いことが判明し、本作が賡作であることを裏付ける結果となりました。

以上2点、近代美術館の賡作事案について御報告いたしましたが、近代美術館においては、今後、美術館活動により一層精励し文化の振興に資するよう努めてまいります。

最後に、資料はございませんが、とくしまマラソン2026の募集期間延長についてでござ

います。

とくしまマラソン2026については、9月30日から11月30日までの期間で参加申込みを受け付けさせていただいておりますが、申込状況を鑑み、募集期間を令和7年12月31日水曜日まで延長することといたしましたので御報告いたします。

今後とも募集の周知に努め、多くの方にとくしまマラソンに御参加いただけるよう取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

沢本勝彦委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

まず、昨日の新聞で香港便の運航支援に関する記事が出ておりまして、記事によりますと、県は香港便を運航していた航空会社に対する支援として、4月から運航経費の赤字を補填する内容に変更したということが書かれておりました。

9月定例会の本委員会においても、8月末で運航が休止になった香港便に関して総括の質問をさせていただきましたが、改めて運航支援の内容について説明をお願いしたいと思います。

高木観光誘客課長

ただいま岡田委員より、新聞報道での香港便の運航支援に関する御質問でございます。

国際定期便に係る運航支援につきましては、例えば着陸料やグランドハンドリング経費、また空港施設使用料など運航に要する経費をベースとしまして、運航する各航空会社と個別協議を行い決定するものでございます。

香港便につきましては、本年4月以降の運航に関しまして、航空会社から運航支援の強化の申出がございまして、協議を行いました結果、路線状況を総合的に判断し、運航継続に向けた必要な措置としまして、さきの着陸料やハンドリング経費、空港施設使用料なども含めました運航に係る対象となる経費の中から運賃収入を控除した額以内において、支援を実施することとしております。

なお、県の支援につきましては、補助金の要綱にも記載がございますが、運航に係る対象となる経費という条件を設けておりまして、県が全ての運航経費を負担しているものではなく、県と航空会社双方の負担により運航しているものでございました。

岡田理絵委員

運航に係る全ての経費の負担ではなくて、航空会社も県もお互いに負担しながらという

支援の在り方であったという説明なんですけれども、香港便の支援内容の変更について、航空会社からの申出により協議を行った結果というような説明で、そのようにやってこられたということなんですが、運航支援に関しましては、補助要綱において一定の条件を設けていること、また県が運航に係る経費を全て負担しているものではなくて、それぞれお互いが負担し合っているという話も出ておりました。

ただ新聞の記事から受ける印象によりますと、香港便の運航支援の内容が赤字補填として書かれているように受け取れるというのがあります、県としては、運航支援は赤字補填として認めているのでしょうか。どういう認識でされていたかをお伺いしたいと思います。

あと報道によれば、支援内容の変更に際して議会への説明が不十分であったというふうにも書かれておりましたが、先月の本委員会において総括を求めた時の答弁の中にも、その話が出てきていなかつたと思いますので、そのあたりも含めて説明をお願いします。

### 高木観光誘客課長

香港便の運航支援の考え方についての御質問でございます。

一般的に、地方の空港におきましては、地域経済の活性化や住民の利便性向上のため、運航収入だけでは採算が厳しい路線に支援を行うことで路線を誘致し、維持していると認識してございます。

今回の香港便につきまして、航空会社が8月末で運休を決定した際の理由としましては、路線を維持するための収支が見込めなくなつたことであったため、結果として運航支援が赤字補填であったと言われてもやむを得ないところではありますが、飽くまで国際定期便運航というのは手段でございまして、本来の目的としましては、地域経済の活性化や県民の利便性向上のためでございます。

さきの9月定例会でもお示しさせていただいたとおり、香港・韓国の両国際定期便の運航支援につきましては、令和6年度、令和7年度の運航支援関連予算額が約8億8,000万円。うち8月末までの執行額は約4億2,000万円となってございまして、同期間の両便利用者の観光消費額につきましては、県の試算ではございますが、合計で約10億6,000万円と推計されており、支援額を上回る効果が出ているのではないかと認識してございます。

また、国際定期便に係る運航支援の内容につきましては、議会にお認めいただいた予算の範囲内で各航空会社と個別に協議を行いまして、補助要綱に基づき予算を執行してございます。

補助要綱の変更につきましては、制度上、議会の承認を必要とするものではございませんが、今後、国際定期便の運航支援に関し重要な変更が生じた場合につきましては、議会に対しまして適切に対応させていただきたいと考えております。

### 岡田理絵委員

9月議会の時にも、今、説明のあった香港便と韓国便を合わせて、国際定期便に係る観光消費額は10億6,000万円と説明いただきましたけれども、国際定期便は経済活性化のためであつたりとか、県民の皆さんのが国際的な、グローバルな感覚を持つとか、当然、徳島から行くことによって、私も乗せていただきましたけど、今まで関西国際空港まで行くの

に掛かっていた3時間で目的地に着けるという地の利の良さを実感できるという意味では、県民にとって近さの優位性は本當にあるとは思います。

ただ、それを飛ばすだけの観光資源だけではなくて、株式会社いのどりの横石さんに、徳島阿波おどり空港から国際線が出るというお話をさせてもらった時に、すごく喜ばれていたのを今になって思い出したんですけど、輸出しようとしている、また向こうから物を受け入れようとしているところで、徳島阿波おどり空港から出ることの経済的なメリット、また農産物、水産物、産業物、様々な物が出ていくメリットを、県民の皆さんにもう少し丁寧に説明していただき。今も課長の説明がありましたけど、そこの部分がないと飛行機を飛ばす意味が実感できないから、赤字補填までしてそれを続けていく必要があったのかという議論に多分つながっているのではないかと思いますので、飛行機が飛ぶことの本来のメリットが感じられるように、県民の皆さんに丁寧な説明をしていただきたいと思います。

当然、議会への説明もしていただきないと、都度状況が変わっている部分に関しては説明していただきたいところですけど、ただ、いろんな競争原理が働いていて、航空会社とのやり取りというのは、皆さんなかなかしゃべらない内容になっているのかなというところもあります。その部分で、きちんと公表すべき部分、予算を使って執行していく部分に関しては、公表できる要綱の中に入れてもらうとか、様々なやり方があると思います。当然、駆け引きという部分が出てきて成立する話ではあるかと思いますが、その部分は透明性を持てるように、少しでも分かりやすく説明を併せてしていただき必要があろうかと思います。

そして、10月に開会された普通会計決算認定特別委員会におきましても、運航支援の透明性を確保し、事業の費用対効果について明確な検証を行うところも、またそのデータでも可能な限り公開できるようにという話もされておりましたが、競争が働いているから黙っているのではなくて、競争が働いているからこそ、県民の皆さんに理解していただきて、必要な費用として認めていただく必要があろうかと思います。

ただ、国際線が就航したのが、四国の中でも非常に遅い徳島県ですので、いろんなところが後から入った部分で、いろいろ苦労されているところは分かるんですけども、後発隊であるから秘密でいいかといったらそうではなくて、その部分はきちんと明確な公表をしていただけるように、これから取り組んでもらいたいと思います。

また、県民への説明責任を、私たちも飛行機を飛ばしていることによって質問されますので、良いと言う方もいらっしゃれば、その分の費用対効果はどのようにになっているのですかという御質問を頂くこともありますので、私たち議会としてもきちんと答えられるような説明を受けないと、説明ができないまでは、就航の継続という部分に関して理解を求めていくのはなかなか難しいのかなと思います。

航空会社との調整の結果、新たに開示できるような努力もされているということですので、今後、やり取りの中で開示してもいいと言われたことがあれば、また説明していただきたいと思います。

高木観光誘客課長

国際定期便の運航支援の情報開示に関する御質問でございます。

本県の重要施策である国際線の維持・発展を図っていく上で、パートナーであります航空会社が公表していない情報の秘密保持につきましては、信頼関係の構築や誘致戦略において重要であると考えております。

一方で、予算執行の透明性の確保や、事業効果を適正に評価していただくため、また県民の皆様や議会への説明責任を果たしていく上でも、必要なデータについて可能な限り開示できるよう、航空会社と調整を進めてまいりました。

その結果、両航空会社と、搭乗者数の外国人・日本人の内訳につきまして、情報開示の協議が整いましたので御報告させていただきます。

まず、香港便につきましては、昨年11月の就航から8月末までの実績としまして、搭乗者数1万7,280人のうち外国人が1万5,664名で、割合としては約91%、日本人が1,616人で、割合としては約9%でございます。

次に、韓国便につきましては、昨年12月の就航から10月末までの実績としまして、搭乗者数3万7,905名のうち外国人が2万7,372名で、割合としては約72%、日本人が1万533人で、割合としては約28%でございました。

なお、航空会社ごとの運航支援額につきましては、航空会社に再度確認しましたが、営業機密に当たるため、公開は控えてほしいとの回答でございました。

#### 岡田理絵委員

今までの外国人と日本人の利用率のパーセンテージというところで、人数を公表してくれたということでした。

香港便も外国人比と日本人比にしますと、利用されている方の人数的には、やはり外国人のほうが多いということで、徳島県内の皆さんにとって飛行機が就航したことのメリットが感じられにくい環境が、利用者の人数で顕著に出てきているのかなと思います。その部分で御理解いただき、搭乗していただいて、徳島に飛行機が飛ぶことのメリットや経済効果を実感できるような体制づくりを是非進めていただきたいと思います。

私も、中四国で定期便に就航する国際路線に関する調査をさせていただきました。その中では、航空会社の運航支援の内容を公開しているかどうかを調査させてもらったんすけれども、ほとんどの県において、航空会社の営業秘密に当たる、自治体間の路線誘致競争において不利に働くおそれもあるということで、公表されている情報がなかなか少なかつたのと、利用人数等々が公表されているところもあるんですけど、特にLCCや一部の路線に関しては非公開というような条件を付けて公開されている県もありますので、一概に全てを公表するべきであるというところではなくて、交渉する中でできることをしていただきたいという限定が付くようには思うのです。

徳島県においても、ほかの競争原理が働いて徳島県が不利益を被らないように、先ほど言っていた話と違う話があるんですけど、県民に対しては、できる限り公明・公平を保つためにも明らかにしてほしいと思います。

一部、県が交渉するに当たって不利益を被らないような対策というガードの部分も、当然固めてもらうところは必要だと思うのですけど、だからこそ言えないとか、ここは公開できる、言っていただいたように公開できる部分は速やかに公開していただいて、誤解を招かないような対策を是非進めていただきたいと思います。

次に、国際定期便に係る経済効果についてお伺いしたいと思います。

9月の経済委員会で観光消費についての答弁があったのですが、愛媛県では、株式会社いよぎん地域経済研究センターが調査しているというようなお話もありますので、徳島県において、国際定期便に係る経済効果を正式に調査していったらどうかと思います。特に今、韓国便に関しては好調に推移していますので、国際定期便に係る経済効果というところで、そういう外部団体みたいなのを通じて1回計算してみてはと思うのですけど、いかがでしょうか。

高木観光誘客課長

国際定期便に係る経済効果についての御質問でございます。

委員御指摘のとおり、隣県におきまして、国際定期便に係る経済効果を算出している県もございます。

本県としましては、さきの9月定例会におきまして、両国際定期便の成果としまして、今年上半期の韓国や香港の県内の宿泊者数や、両国際定期便利用者のインバウンド旅客による観光消費額の試算額について、一定お示しさせていただきましたが、改めまして就航1年を一つの節目としまして、他県の事例も参考とさせていただきながら、今後、両国際定期便の経済効果について、専門機関に依頼して算出してまいりたいと考えてございます。

岡田理絵委員

12月で就航1年を迎えるので、その節目の年として、経済効果をきちんと算出していただけるような体制づくりを是非していただきたいと思います。

もう1点、韓国便と香港便は同じではありませんので、今まで韓国便と香港便を全て一緒にして経済効果も答弁いただいているのですけど、実際は中身が違います。しかも香港便は運休しています。今、これからのお願いしているのは、韓国便の経済効果が1年目を迎えるというので、多分そうなるかと思います。

韓国便は韓国便で、今月11月は予約が取れないほど満席だったということも聞いています。就航状態は、乗客が埋めているパーセンテージが非常に高いと伺っておりますし、本来、韓国は冬が寒い時期になります。観光客が少なかつたりする時期を迎えるのですけれども、それでも就航期間の利用者率が非常に順調に推移しているというふうには伺っていますので、その部分と、実はまだ韓国の経済になかなか徳島県の物を売り込めていないというお話を聞いています。

そういう意味でも、新しいルートの開拓や、県内の事業者に対して、韓国での販路拡大の道がありますと丁寧に説明していただきて、今後、経済効果が生み出せるような仕組みを早急に整えていただきて、県民が認知できるような体制づくりを是非進めていただきたいと思います。

国際定期便が地域にもたらす経済波及効果であったり、また韓国人の方がたくさん来ていますというお話や、宿泊者数が増えましたという細かい口コミも、県内で経済効果が生まれていくし、それでしたら私のところにも商品があるからとか、農産物もというような効果を上乗せしていって、さらに県民の皆さん方が、飛行機が就航したから実感できるような体制づくりを是非細かくしていただきたいと思います。

今後の対応と、議会への説明を丁寧にしていただくことを要望させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 高木観光誘客課長

ただいま岡田委員から、経済効果の算出の際には韓国便と香港便がきちんと分かるような形でということと、議会への御説明についての御質問でございました。

まず、経済効果につきましては、香港便と韓国便はそれぞれ別の便でございますので、それぞれでしっかりと効果が分かるような形で算出を検討していきたいと考えております。

また、議会や県民の皆様に対しての説明につきましても、改めまして、それぞれ守秘義務等もございまして、そこは非常にバランスが難しいところではございますが、委員御指摘のとおり、できるだけ透明性を持って説明ができるよう、今後とも航空会社と調整を進めてまいりたいと考えております。

### 岡田理絵委員

よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、大鳴門橋自転車道デザイン会議について質問しようと思ったのですけど、今日は質問事項がほかの部でもあります、時間配分がありますので、それは付託委員会で現状の確認をさせていただきたいと思います。

今日の段階では、どのような状況で進められているのか、そして、今後の計画を立てていただきたいと要望したいのですけど、いかがでしょうか。

### 原田にぎわい政策課長

ただいま岡田委員より、大鳴門橋自転車道の整備に関しまして、また鳴門公園周辺の受入環境の状況についての御質問でございました。

こちらにつきましては、現在、先月10月から11月と大鳴門橋自転車道デザイン会議を2回開催させていただきまして、委員にもオブザーバーとして御参加いただき、ありがとうございました。

こうした中で、以前から様々な課題の御指摘もございましたので、我々としましては、早く基本方針といいますか、方向性を定めまして、国との協議も事前、事前にやっていきながら進めていきたいと思います。

### 岡田理絵委員

是非、よろしくお願ひします。

付託委員会で詳しく質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

### 仁木啓人委員

通告していました予算関連と、急を要するということで、何点か質問させていただきます。

まずは、この時期になると、指定管理の関係がいろいろあると思うのですけれども、物価高騰によって、指定管理料についても、若干前年度と変わってきてていると思いますが、

前年度対比でそれぞれどれくらい増の状況なのかを教えていただきたいのが1点。

それと、今回アリーナの予算が出ておりますけれども、この委員会というか、協議の場を作っていくための予算になるわけですが、これまでずっと議論していましたけれども、現時点での予算の持ち出し分の見立て、補助金関係とか、予算の全体の見立てをどれくらいの割合で考えられているのか、教えていただければと思います。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま仁木委員より、今回、指定管理者として指定させていただく予定の、指定管理料の考え方について御質問を頂いております。

まず今年度、指定管理者の更新手続を行います施設の基準額につきましては、指定管理施設の公募時と同様に、庁内の統一的な基準の下、算出しております。

具体的には、現行の、令和3年度から令和7年度の基本協定書の年額ベースでございます、5か年の事業計画書にあります令和7年度の収支計画の下に、賃金や調達価格等の情勢を踏まえて算出しているものでございます。

アスティとくしまにつきましては、今回、男女共同参画総合支援センターとの一体的な運営をするということで、管理料もそれを合算した額になっております。

令和7年度の指定管理料につきましては、総額で3億2,714万2,000円となっております。これに対して、令和8年度の指定管理料といたしましては、両施設合わせて3億2,769万2,000円となっておりまして、施設全体で55万円、0.16%の増となっております。

また、あすたむらんど徳島につきましては、令和7年度の指定管理料が6億5,678万4,000円となっております。令和8年度の指定管理料につきましては6億7,798万4,000円となっておりまして、約2,100万円の増、3.2%の増となっております。

あすたむらんど徳島につきましても、物価高騰と人件費の上昇を鑑みた経費を設定するとともに、近年の施設の老朽化といった状況も踏まえて、施設の修繕費が増加している状況もございますので、直近の令和3年度から令和6年度までの指定管理期間における修繕実績を踏まえて、修繕費をあらかじめ増額させていただいたことになっております。

#### 久次米スポーツ振興課長

仁木委員より、指定管理料の増額分についての御質問がございました。

スポーツ振興課で所管しております徳島県蔵本公園等の指定管理料でございますが、令和7年度の指定管理料が4億2,032万4,000円で、令和8年度の指定管理料が4億9,004万7,000円となってございます。

この差額が6,972万3,000円でございますが、令和8年度から公園との一体管理を行いますため、まず、公園部分の指定管理料が6,070万円増額になっております。残りの分、約900万円が資材高騰等による増加分となってございます。

#### 漆原文化振興課文化創造室長

当室が所管している施設でございますけれども、あわぎんホールの指定管理料につきましては令和7年度が1億4,666万円でして、来年度は1億4,674万4,000円を予定しており、増額分が8万4,000円で、割合としては0.1%の増額となっております。

もう一つ、文学書道館につきましては、令和7年度が1億7,566万円、令和8年度が1億7,579万1,000円、増額は13万1,000円で、割合といたしましては0.1%の増額となっております。

#### 久次米スポーツ振興課長

仁木委員より、アリーナの財源の御質問を頂いております。

アリーナにつきましては、今後、今回の議会に提出しておりますアリーナ基本計画策定事業の予算におきまして、基本計画を作っていくこととなっております。

その中で、規模であったり、機能であったり、概算事業費なども検討していくことになっておりますが、現在、想定されている財源につきましては、国庫補助金等で第2世代交付金、旧デジタル田園都市国家構想交付金や、学校施設環境改善交付金などを想定しております。

また、起債に関しましては、緊急防災・減災事業債や脱炭素化推進事業債、その他一般補助施設整備等事業債など、ある程度、交付税措置もあって充当率が高いものを検討しております。

施設の内容がこれからになりますので、充てられる財源というのも、今後、アリーナ基本計画を策定する中で考えていきたいと思いますが、その他といたしましては、例えば企業版ふるさと納税であるとか、ネーミングライツであるとか、特定財源を見込んで検討していきたいと考えております。

#### 仁木啓人委員

指定管理料の関係については、物価高騰に見合うように上げていくべきだとずっと申し上げてきたわけですけれども、それぞれの指定管理者の体力や経営状況によって異なるところはあると思います。例えば、売上げをよく上げられるところについては、その部分について、自分のところで独自で内部でしっかりとやっていけるところがあつたり、それぞれ違うと思うわけなのです。本来、本当に必要なところについては、しっかりと契約をまき直す際に協議していただいて、見合った金額でしっかりと支援していただきたいと思います。

アリーナの部分については、具体的な交付金といった部分を言っていただきました。今後、どういう仕様にするかによって、充てられる部分がどうなのかが出てくると思います。

その点、持ち出しが少なくなるのに越したことはないですから、仕様についても、民間活力の導入とよくおっしゃれますけれども、そういった形で民間と一緒にしていくとか、別にそういうものもあるのであれば思うようにしたらいいのでしょうか、財源は限られています。

そういう部分がないのであれば、身の丈に合うと言ったらおかしいですけれども、そういう形でホールも変えられていったわけですから、その点はアリーナについても、しっかりと県民の懐事情も見ながらしていっていただきたいと申し上げておきたいと思います。

先ほど岡田委員からも、香港便の赤字補填分のことがございました。

先ほどの答弁を聞いていてつらいと思ったのは、パートナー企業とのお話もあるから議

会にも言えないことがあると、確かにおっしゃることは分からぬでもないのですけれども、県民とパートナー企業とどちらを取るのだという話になってくるのです。

これまで、我々はそういったことをずっと言ってきたわけです。それぞれ香港便と韓国便について、向こうからのインバウンドの搭乗率はどうなのですかとか、ずっと言ってきたけど言えなかつたわけです。言えなかつた。

前の議会においても、私は申し上げました。秘密会でも言えないのですかと。秘密会は、言っているように記者にも出でていってもらわぬといけないし、我々議会にも守秘義務が課せられるわけです。我々特別職は、別に守秘義務はないですから、知り得た情報はほかに言つていいわけです。でも、秘密会は3分の2以上の賛成があつたら開かれて、我々にも守秘義務が課せられるわけです。そこでも言えないというのは、一体何なのかという話なのです。

そこで、いわゆる県民の代表者に説明したという既成事実を作れる、またとない機会なわけなのです。それでも言えないというのは、私はあの時からずっとおかしいのではないかですかと思っていました。

その延長で、こういった形で香港便の赤字補填の部分が地元紙で記事化されましたけれども、これを見た瞬間に思ったのは、記者が、新聞社が請求して出てくる資料があるのに、我々には契約書の内容を一つも、全部言うことができませんと、なぜ秘密会を開いても言えないという話になつたのかが、我々には全く理解できないのです。

これをどう説明していただけるのか、まず、ここから教えていただきたいと思います。

### 高木観光誘客課長

ただいま仁木委員より、国際定期便に係る情報の取扱関係での御質問でございます。

まず、航空会社との信頼関係といいますか、パートナーとしての重要性というのは、国際定期便を誘致、維持していく上でも重要であると考えているところでございます。

ただ、委員もおっしゃられたとおり、先ほど岡田委員より御質問いただいた際にも答弁させていただきましたが、県民や議会に対する説明責任につきましても非常に重要であると考えておりますので、非常に難しいところであります、そのあたりのバランスを相談しながら、できる限り透明性は確保してまいりたいと考えてございます。

一方で、秘密会の内容につきましては、運航支援額に関することと認識しているのですけれども、航空会社の守秘義務がありまして、現時点でお示しするのは難しいのではないかと考えております。

引き続き、どういったことができるのかは検討してまいりたいと考えております。

### 仁木啓人委員

覚書については、この委員会の前に協議が整つたということで情報提供いただきました。

内容としては、覚書の中に、相互の事前合意を得なければこの内容について公表することができないと書かれているわけなのです。

その下で、どことどこが覚書を結んでいるかというと、徳島県とイースターエアとグレーター・ベイ航空となっています。徳島県知事の名前ですけれども、これは、県がいわゆる地方公共団体として航空会社と結んでいるような認識でいいのでしょうか。

高木観光誘客課長

情報提供させていただきました覚書の契約主体についての御質問でございます。

今回、御提供させていただきましたイースター航空との覚書書につきましては、これまで委員からのお話もあったとおり、公開におきまして双方の合意を必要とするというような文言が入っておりましたので、これまで公開ができておりませんでした。

こちらにつきましても、先般来申し上げておりますとおり、議会や県民の皆様に対する説明責任の観点から、航空会社と粘り強く協議を進めた結果、今回、イースター航空につきましては開示の協議が整ったところでございます。

内容につきましては、委員の御指摘のとおり、それぞれの代表者、県でしたら知事、航空会社はCEOの名前で署名されている形でございます。

仁木啓人委員

グレーターベイ航空については、この部分についてまだ開示はしてくれるなという話でいいのかということと、先ほど代表者とおっしゃいましたけれども、徳島県として、地方公共団体として結んでいるということでいいのかどうか、この辺に関して御答弁ください。

高木観光誘客課長

契約書に関連する御質問でございます。

まず、グレーターベイエアラインズとの契約書につきましては、情報開示の確約が得られなかつた契約書は存在してございます。

契約主体につきましては、県と、それぞれの民間企業の組織として契約を締結していると認識しております。

（「自治体としてですか」と言う者あり）

自治体としてございます。

仁木啓人委員

誘導的に質問して申し訳ないんですけど、自治体であれば、一地方公共団体というのは議会もその一部なのです。そこは最初から、どこまでの範囲でしたら議会に言える、ここまで範囲は議会に説明しなければいけないだろうとかいうのは、そういった合意がなければ公開することはできないということを、結ぶまでに相手と交渉した上でしておいてほしかったと思います。そうでなかつたら、予算執行についても検証ができないような形になると思います。

この流れで質問を続けますと、この記事によると、1月に知事が行って赤字補填分の要綱を変更した、その部分を協議されたということでございますが、それについては、そのとおりでよろしいでしょうか。

高木観光誘客課長

ただいま仁木委員より、1月以降の香港便に係る運航支援の関係での御質問でございます。

まず、本年1月17日でございますが、香港のグレーターべイエアラインズ本社におきまして、当時のCEOと知事が面会を行っております。

また、3月にも東京で、同様にCEOと面会を行っているところでございます。内容につきましては、いずれも香港国際定期便全般に係る意見交換を行ったものでございます。

運航支援の内容につきましては、意見交換の内容も踏まえまして、別途、各航空会社と県で協議を行いまして、組織として決定したものでございます。

仁木啓人委員

これはグレーターべイ航空のみですか。もう一つのイースター航空、二つ一緒に同じように飛ばしていますけれども、そこだけ行ったということですか。

高木觀光誘客課長

それぞれの航空会社との運航支援の協議についての御質問かと思います。

まず、グレーターべイエアラインズにつきましては、先ほど御説明したとおり、4月以降の運航支援のスキームを変更しているところでございますが、イースター航空につきましては、それぞれ別の会社でございますので、それぞれの個別協議により内容や額は決定しているものでございます。

仁木啓人委員

同じように運航の要綱は変更していないのですか。

高木觀光誘客課長

運航支援の要綱といいますのは、補助金に関する要綱と認識しておりますが、そちらにつきましては、この4月時点で変更したのは香港便のみでございます。

仁木啓人委員

それは、客観的になぜなのかなど。なぜグレーターべイエアラインズだけなのか、客観的に教えていただければと思います。

高木觀光誘客課長

香港便の運航支援内容の変更についての御質問でございます。

まず、国際定期便を運航する航空会社に対しましては、着陸料やハンドリング経費、空港施設使用料など運航に関する経費をベースとして、それぞれ各航空会社と個別協議を別途行って決定しているものでございます。

香港便につきましては、本年4月以降の運航に関しまして、航空会社から運航支援の強化をしてほしいという申出がございまして、協議を行いました結果、路線の状況を総合的に判断しまして、運航を継続していくための必要な措置ということで変更に至ったというのが経緯でございます。

仁木啓人委員

指定管理者の契約と同様だという認識でいいかなと思うのですけど、契約をまく際、結局、甲乙それぞれの申入れによって変更ができることとするというのが、大体の行政の契約の中に入っているわけです。グレーターべイ航空については申入れがあったから、そういった形で行ったという認識でいいのかなと理解しています。

韓国便については申入れがなかった。

これをそれぞれの航空会社が公表しないでくれというのは、片方が言ったら片方も上げなければいけないようになってくるかもしれない、行政的な契約リスクがある部分も見越した上で、それに守秘義務を課しているのも、今の流れで何となく分かるのです。何となく、損をしないようにというのを分かるのです。

その上で、契約というよりも要綱を変更したことによって、赤字補填分といわれるものについて、どの予算で執行しようとされていたのか教えていただけますか。

高木観光誘客課長

香港便の運航支援に係る予算についての御質問でございます。

予算につきましては、令和7年度でいいますと、運航支援関連予算ということで今こそ海外！国際定期便利用促進事業がございまして、こちらが予算額でいうと約5億8,000万円をお認めいただいております。この予算の範囲内で執行する形で進めております。

仁木啓人委員

2月議会で、この予算の説明の際に、そのことを言っておいてほしかったわけです。分かりますか。議事録を見ても、そのことは全然出てこないのです。

だから我々は、それぞれ説明を受けてからやろうとしておりましたけれども、事業の概要は空港施設使用料の一部補助、航空会社への運航支援ですが、これだけの説明しかないわけなのです。SNSの発信とか。

だから、こういうところで、要綱まで変えてするのであれば、要綱は確かに議決対象でもないし、報告の義務もないかもしれないけれども、予算についてはその要綱に基づいて執行されるわけなので、予算を審議する際には、その部分を見越した分ですと言ってくれなかったら分からないですし、僕らは大体いつも、予算レクの時には積算根拠を教えてと言っているではないですか。積算根拠を聞いた時に、これは出てきていたかと思ったと思う。

どこからどうやってやったのをなったら、協議会に対しての補助金というような形で丸め込んでいるでしょうかという話になってくると思うのです。

これはどこにありますかというと、観光企画課か観光誘客課に事務局があると思います。これは、知事が変わられてから、県庁内に事務局があるのはおかしいから、外できちんと団体を作ったほうがいいのではないかという動きがあったではないですか。

何かあったら透明性が図られないのではないかというところがあると思いますから、その点、補助金だからという部分ではなくて、要綱の変更が行われるのだったら、今までおっしゃっていただいたように、今後、そういったことをきちんと報告、説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今まで議会に対して説明できないと言っていたましたが、最終的にこうやって出てくるということは、何らかきちんと交渉してくれていたと思いますから、どの

ように交渉してきたのか教えていただいたら、何もしていないのではないと分かりますから、教えてください。

### 高木観光誘客課長

ただいま仁木委員より、外国人・日本人の搭乗者数、内訳等について開示できた経緯といった御質問と思います。

繰り返しになりますが、我々としましては、パートナーである航空会社に対する守秘義務は当然ございますし、私の調べた範囲では、本来、ほとんどの自治体において外国人・日本人の割合を公開している事例のほうが多いと認識しております。

ただ、そういった中でも、議会での御議論や、岡田委員からも御質問いただいたとおり、県民の皆様への説明責任や報道機関への情報の出し方、また、議会の皆様への説明責任も考えまして、そのあたりを丁寧に航空会社にも御説明させていただきまして、今回、開示の協議が整ったというのが経緯でございます。

### 仁木啓人委員

この間、議会にも言えないという話がありましたから、それでは納得がいかないということで、総務省にも行き、いろんなところへ行き、確認を取ってきたわけです。

何かというと、確かに自治体の契約は首長の専権事項であるというのは変わりない。変わりないけど、チェックができないのはおかしいと、総務省も同じような見解だったわけです。

だから、こういった契約をまく際ににおいて、また契約の見直しがある際ににおいては、議会の中でも、いわゆる秘密会、また百条委員会等々において、その部分は明らかにすべきというのが地方公共団体の仕組みだと思います。

その点は、契約の際にしっかりと改めていただきたいと強く要望とお願いをしておきたい。要望とお願いというか当たり前のことだと思いますので、その点、改めてくださいと申し上げて終わりたいと思います。

### 北島一人委員

関連ですけれども、秘密会のことに関しては、私もずっと特別委員会でも要望させていただきましたが、秘密会を開催するかしないかは、我々議会のほうの判断であります。

そこで、県から出せないと言うのであれば、また議会としての対応を考えなければいけないのかなと思っております。

今回、本会議で質問が当たっておりますので、ほぼ議論が尽くされている感じもしますけれども、新たな疑問というか、今回、香港便で1年間の予算を見込まれており、今、御説明いただいた、今こそ海外！国際定期便利用促進事業で、補助金として4億9,668万円が計上されております。

これは、いわゆる香港便と韓国便の二つを合わせた金額という考え方でよろしいでしょうか。

### 高木観光誘客課長

ただいま北島委員より、今年度の国際定期便に係る運航支援関連予算の事業費の内容についての御質問でございます。

まず、今こそ海外！国際定期便利用促進事業は、当初予算ベースで厳密にいいますと2月補正予算も混ざっているのですけれども、全体で約5億8,000万円でございます。

その中で、補助金の内訳としまして約5億円、4億9,668万円という形で計上させていただいております。

この補助金につきましては、御指摘のとおり、香港便・韓国便両方を含んだ予算でございます。

#### 北島一人委員

香港便についていえば、年度当初からの分なので、4月、5月、6月、7月、8月、9月で運休になりました。予算が半分です。運休になりました。

あと残りの約5億円の中で幾らが香港便なのか、韓国便なのか、我々は分かりませんけれども、香港便に半分充てていた予算がありますが、これはどういう扱いをされる予定ですか。要は今後、不用として計上されていくのか、別に流用しようと考えられているのか、今の時点でのお考えを教えてください。

#### 高木観光誘客課長

ただいま、予算の執行についての御質問でございます。

まず、韓国便と香港便を合わせた額ということで、運航支援の関連予算で約5億円を補助金として計上させていただいております。

こちらは、香港便と韓国便を安定的に運航して、定着させるためということで予算を頂いているものでございますので、それぞれの航空会社と協議を行った中で整った内容について、運航支援を行っている現状でございます。

その中で、香港便につきましては8月末で一旦運休となりましたので、9月以降の運航に係る支援は予算上支出はないことになりますので、8月末で香港便に対する運航支援は停止している状況でございます。

それぞれの予算額につきましては、基本的には5億8,000万円という予算の中で運用しているものでございます。香港便に対する今後の予算の支出はないのですが、そこで支出を行う予定といいますか、当て込んでいた予算につきましては、現時点ではそのまま置いておくというのがまず第一なのかなと考えております。

#### 北島一人委員

そのまま置いておくということは、今後、不用として計上されてくるという考え方でよろしいでしょうか。

#### 高木観光誘客課長

予算の執行につきましては、年度途中ということもございますので、今の時点では必ず不用で全額落としますと明言することは難しいと思います。香港便に係る何らかの動きがあった際には、また活用させていただくこともあるかもしれませんし、場合によれば、国

際定期便全体ということで、この予算をこういうふうに使わせていただきたいというような御説明になる場合も可能性としてはあるかと思っております。

基本的にはそれぞれの節目といいますか、2月の事前委員会でも、国際定期便のそれぞれということで御説明させていただいておりますので、基本的にはその範囲で進めていくことになろうかと考えております。

### 北島一人委員

当然流用というか、予算を一つの事業で取っていますので、こっちに使う、あっちに使うというのは構わないと思うのですけれども、先ほど仁木委員がおっしゃったように、やはり大前提是その予算がどうやって積み上がってきたものなので、それぞれどれぐらいの費用が要るのか、その事業がどういった効果を生むのか、そういう明確なものがあつてこそ、だからこちらで足りませんということで流用するのは全く問題ないと思うのです。

当初から積み上げ方が分からぬ、契約も分からぬ。我々が当初これを認めさせていただいたのは、企業との契約で守秘義務があるのは仕方ないという形で認めさせていただきましたけれども、今回、こういうふうに分からぬ中で、赤字補填という言い方であります、別の追加でこの予算を使ってしまった、余ったものもどこへ使うか分からぬ。これは、特にこの事業に関しては、議会としてチェック機能が全く機能していない状況に陥っている。

秘密会では、我々にきちんと守秘義務が課せられますので、口外してはならない。県民の皆様から預かった大切な税金を使う上において、我々がチェックする責任があります。だから、今後はそういったところに出していくだかないと私は駄目だと思うのです。

これから新たな契約をするとき、また予算の変更であつたり、今の航空会社、また別の航空会社と契約するときも、それをきちんとした形で我々に出していくだいて、そして我々が監視、チェックできる、そういったものを作らないといけないと思います。

これは、我々議会の責任でもありますけど、是非ともそういった考えの中で進めていただきたいと思います。

先ほど、新たな要綱のお話がありましたけれども、基準額の上限はきちんと決まっていますか。航空会社が幾ら、県側が幾らというのはきちんと決まっている、そこは変わらないということでよろしいですか。

### 高木観光誘客課長

グレーターベイエアラインズへの運航支援に係る内容についての御質問でございます。

運航支援額、運航支援の内容につきましては、申し訳ございませんが、相手方との守秘義務により説明は詳細にはできませんが、先ほど申し上げたとおり、基本的には県が全額を負担するような契約ではなく、航空会社と県が双方負担することによって安定的な運航を進めていくこうという内容でございます。

詳細は御説明が難しいのですが、何かしらの上限といいますか、下限といいますか、当然、そういった制約は考えてございます。

### 北島一人委員

上限はあるということですか。その上限で、費用全額の中で、仮に半分が航空会社、半分が県という、この範囲はずっと変わらないという形でいいのですか。

#### 高木観光誘客課長

契約書の内容につきましては、なかなか詳細はお示しできなのですけれども、全ての赤字を県が受けているという内容ではございませんで、双方が負担する意味での条件が付されているという説明で、御理解賜ればと思います。

#### 北島一人委員

知りたいというか、我々がきちんとチェックしたいという思いが強くなればなるほど、どんどん隠れていってしまって、できない状況に陥っているのかなと思います。

今後、当然、このまま続けば来年度も韓国便は継続だろうし、香港便も再開する可能性もあります。今、国の状況がいろいろありますけど、そういったときに、議会として、私の考えは予算を認めることができない。予算の内容が分からぬ状況の中では認められないと思います。

何も分からぬまま認めて、何も分からぬ状況で使われて、残った額も何に使っているか分からぬ。今後、予算を計上されて議会に提出されたときには、我々はそういった姿勢で考えていきたいと思いますので、その点、十分留意していただきたいと思います。

#### 岡田晋委員

にぎわい政策課交流拠点室にお聞きします。

提出予定議案第11号、徳島県立あすたむらんどの指定管理者の指定についてです。

県の包括外部監査結果では、今回議案に出ている指定管理者は、過去2008年度と2015年度の2回、事業報告の正確性や在り方に重大な問題があると指摘されたにもかかわらず、改善が見られなかったということがありました。

後藤田知事は、監査事務局の本来やるべき仕事が、長い県政の中で非常に形骸化されてきたのではないかと。また同時に、担当部局においても、一回決まればそれで終わりだという意識が、長年慣例として続いてきたのではなかろうかと言わされました。私も同感です。

指定管理者に出せば、公の施設の管理は指定管理者任せで、職員は楽になります。しかし、毎年度の業務チェックを細かくする必要があり、長年、それがおろそかになった結果だと思われます。

県は、今年度から指定管理者制度の在り方を検討するワーキンググループを設置していると思いますが、このあすたむらんど徳島に関して、どういった議論がなされているのかお聞きします。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま岡田委員より、指定管理者制度の在り方検討において、あすたむらんど徳島についてどういった議論がなされているのかといった御質問を頂きました。

指定管理者制度につきましては、昨年度の包括外部監査の結果を受けまして、今年4月に、制度の所管課でございます人事課と、各指定管理施設の所管課から成ります指定管理

者制度見直し検討会議が設置されまして、制度運用、また各施設の在り方について一体的な見直しを進めているところでございます。

6月には、包括外部監査の結果を踏まえた早期の是正措置を講じるために、人事課から、当面の運用見直しに係る全庁的な通知を受けまして、あすたむらんど徳島におきましても、指定管理者に対しまして、第三者の委託や一定の規模以上の修繕を行う際の事前承認手続、また競争性を確保するといった点につきまして適正な手続の履行を徹底するとともに、現地に出向きモニタリングを実施しまして、適正な運用がなされていることを確認しております。

さらに今回、人事課におきまして制度運用に係る制度改革パッケージが示されており、今後この中で、仮称でございますが、外部有識者を含めた指定管理者制度の運営評価委員会を立ち上げて、チェック体制の強化が図られることになっております。当室としましても、全庁的な方針を踏まえながら、あすたむらんど徳島をはじめとする所管施設の運営につきまして指導監督を徹底するとともに、指定管理者と緊密に連携しまして、施設の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

また、施設の在り方につきましては、あすたむらんど徳島において施設の老朽化や展示の陳腐化が課題になっていること、さらに人口減少、少子化などといった社会情勢の変化を踏まえた施設の魅力化を図る必要があることから、9月定例会での代表質問を受けまして、今後、施設の将来像、また最適な運営方法につきまして検討し、それを盛り込んだ基本構想を策定することとしております。

その際には、同じ敷地内にございます徳島木のおもちゃ美術館との一体的な運営も含めて検討することとしております。

#### 岡田晋委員

長年任せている指定管理者に対しての口出しは、なかなかできないと思います。包括外部監査で指摘されなくとも、状況を把握していたはずの担当課として指導し、次年度における改善ができたと思いますが、そう至らなかつたのはなぜでしょうか。お尋ねします。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま岡田委員より、担当課による指定管理者に対する指導につきまして御質問を頂きました。

過去の包括外部監査におきまして指摘を受けた際、県から運営改善を求める通知を指定管理者に送付しておりますが、指定管理者による改善がなされていなかつたことにつきまして、その後、担当課としましても指導が徹底できておりませんでした。

その原因としましては、異動による担当者の引継ぎが必ずしも十分にできていなかつたことと、さらに協定書の規定でありますとか、包括外部監査での指摘事項につきまして、認識や理解が不十分だったことが原因だと考えております。

このため、今年度は、人事課が作成しました運用見直しや協定書の内容を踏まえ、改めて第三者の委託、また修繕を行う際の注意点、考え方をまとめたマニュアル資料を作成して担当内で共有するとともに、同じ内容を指定管理者にも通知しているところでございます。

また今年度から、あすたむらんど徳島の指定管理者との運営に関する協議の回数を増やしまして、毎月行うこととしております。この中で、必要な指示や指示事項に対する対応状況などの確認も行っているところでございます。

また、協議におきましても、複数人での体制、さらに必ず担当内で内容を共有するといったところを徹底することで、対応漏れがないように気を付けているところでございます。

#### 岡田晋委員

職員に、もっと関わりを持ってもらいたいと思います。

指定管理者制度の趣旨は、住民サービスの向上や経費の節減ですが、更新のたびに増額されている事例をよく見掛けます。今回のあすたむらんど徳島の指定管理料は、過去の指定管理料の年割額と比べてどうなっていますか。

そして、あすたむらんど徳島の指定管理料の推移を教えてください。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

あすたむらんど徳島の指定管理料について御質問を頂きました。

先ほど御報告させていただきましたとおり、あすたむらんど徳島に係る指定管理料につきまして、令和8年度は6億7,798万4,000円、令和7年度は6億5,678万4,000円となっております。こちらにつきましては、まず、指定管理者の選定におきまして、県から指定管理料の上限となる基準額をお示しする中で、最近の物価高騰や人件費の上昇分を反映しております。さらに修繕費が増額している状況も踏まえた増額を行った結果、今回の増額になっております。

指定管理料の推移につきましては、平成18年から指定管理者制度を導入しているんですけれども、それ以降は約6億5,000万円前後で推移している状態でございます。

#### 岡田晋委員

1年間とはいえ、事業報告の正確性や在り方に重大な問題があると監査で指摘された同じ指定管理者を、なぜ上程議案の指定管理者として指定されたのかお聞きしたいと思います。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま岡田委員より、監査で指摘を受けた指定管理者を来年度の指定管理者として指定することの考え方について御質問を頂いております。

県としても、昨年度の包括外部監査における指摘事項を重く受け止めまして、今年3月に、地方自治法に基づく改善指示を発出しております。

この指示の内容としましては、令和5年度以前において、協定に基づく適正な手続がなされていなかったことについててん末書を提出すること、さらに事業報告書の提出に当たっては協定に定める期限を厳守して、管理費についても内訳を併せて報告することといった指示でございます。これを受け、指定管理者からてん末書の提出がありまして、手続が取られていなかった背景、あと原因と今後の改善策について提出いただいたおりま

す。

県におきましては、指定管理者から提出のありました改善策を実効力のあるものとするよう、実際に協議に行ったり、モニタリングを実施しまして、指摘事項に関する改善が図られていることを確認しております。

さらに、今回の期間延長に当たりましては、今の指定管理者から、来年度の指定に向けた事業計画書などの提出を求めまして、外部有識者から成ります選定委員会において審査いただいたものでございます。

審査の結果、同社から、施設の設置目的に即した意欲的な運営方針の下、子供の主体的な学び、また科学的思考力の育成を促すような様々な講座やイベント、水遊びであったり、これから季節はイルミネーションといった、季節に応じて楽しめるような利用促進事業などが提案されており、安定かつ効率的に管理運営が期待されるところから適切であると認められており、今議会において議案を提出させていただいたものでございます。

#### 岡田晋委員

同じ指定管理者を指定することについて、担当課としてどういった内容で、日常の施設の運営管理や自主事業の実施を求めていくのかお聞かせください。

#### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま岡田委員より、指定管理者に対する担当課としての関わりといいますか、指導監督についての考え方ということで御質問を頂いております。

指定管理施設の適正かつ効果的な運営のためには、県と指定管理者が緊密に連携をとることが不可欠だと考えております。

今回、指定管理者からは、施設の運営管理に関しまして、県が定めた要求水準を踏まえた形で、事業者のノウハウや知見を生かした管理運営計画、さらに施設の利用促進、利便性向上につながる実施事業につきまして、事業計画書の提出を受けております。

県としましては、実施計画や、毎月提出されます運営状況報告を基に運営状況をしっかりと把握していくことと併せて、毎月実施しております担当者会議、またモニタリング等により施設の設置目的に沿った事業が適切に実施されているかどうか、計画どおりに実施されているかどうか、といった観点からの指導監督も徹底していきたいと考えております。

#### 岡田晋委員

11月15日土曜日に、環境指導課のイベントがあすたむらんど徳島がありました。タイトルは、パソコン分解教室inあすたむらんどでした。

私は、一般廃棄物の小型家電の無償回収があるので行ってみようと、あすたむらんど徳島のホームページを調べましたが載っていませんでした。

指定管理者として、あすたむらんど徳島で行われる全てのイベントは、あすたむらんど徳島のホームページのイベント予定に掲載するとともに、詳細内容は主催者にリンクを貼ったPDFで周知するべきだと思いますが、見解と実施についてお考えをお聞かせください。

### 小溝にぎわい政策課交流拠点室長

ただいま、あすたむらんど徳島の情報発信についての御質問を頂いております。

あすたむらんど徳島の実施するイベントにつきましては、ホームページやInstagram、X、YouTubeといったSNSなどで情報発信を行っているところでございますが、委員御指摘のとおり、主催でないイベントにつきまして発信していない事実がございましたので、イベント情報の発信を徹底するように、早期に対応してまいりたいと考えております。

### 岡田晋委員

公の施設が指定管理となって、県民として、県には意見や苦情を言いやすかったものが、指定管理者には言いづらくなりました。要望はワンクッションを置くので、意思決定に時間が掛かり、対応も遅くなっています。

担当課が中心となり、知事の一丁目一番地、スピード感を持っての対応を指定管理者と共にに行っていただき、多くの県民が集うあすたむらんど徳島のより良い管理運営をお願いして、この質疑を終わります。

### 沢本勝彦委員長

午食のため、休憩いたします。（12時05分）

### 沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

### 岡田晋委員

スポーツ振興課にお聞きします。新規事業のアリーナ基本計画策定事業についてです。

説明資料では、本県の新たなにぎわいの創出が期待できる県立アリーナの実現のための基本計画策定とありますが、補正予算60万円で設置される検討委員会のメンバーはどういった方に依頼されるのか、お聞きします。

### 久次米スポーツ振興課長

岡田委員より、検討委員会のメンバーについて御質問を頂きました。

アリーナ基本計画の策定に当たっては、他の施設との競争に勝ち抜き、より良いコンテンツを誘致できる、高い集客力を有する施設となるよう、様々な専門家の御意見をお伺いするため、検討委員会を設置する予定としております。

現時点では、この検討委員会のメンバーは決定しておりませんが、興業関係者やMICE関係者、またプロスポーツ関係者やまちづくりの専門家、さらに経済関係者などを検討しております。

### 岡田晋委員

昨年公表した目指すべきアリーナ像は、今後作られる検討委員会にどういった内容で諮

られるのかお聞きします。

#### 久次米スポーツ振興課長

岡田委員より、昨年公表した目指すべきアリーナ像に関する御質問を頂きました。

昨年公表した目指すべきアリーナ像では、目指すべき姿、ビジョン・コンセプトとして、一つ目に、本物を体感し、徳島に新たな豊かさを生むアリーナ、二つ目に、徳島のまちに新たなぎわいと活力をもたらすエンジン、三つ目に、県民の豊かな日常を支える拠点、四つ目として、県民に愛される徳島のまちのシンボルであることを目指すこととし、想定される主要事業や利活用シーンとしては、一つ目に、新たなスポーツ体験シーンの創出、二つ目に、多様な非日常エンターテイメントシーンの共創、三つ目に、県民の日常を彩る様々な滞在・体験シーンの創出、四つ目に、アリーナを核としたビジネス・投資の拡大と企業・団体間協働の核を想定しております。

また、施設の規模や機能などについては、建築面積が1万m<sup>2</sup>から1万5,000m<sup>2</sup>程度、メインアリーナはすり鉢状の客席構造とし、収容人数は5,000人から1万人、スイートやラウンジも設置するなどと想定しております。

また、付加価値機能として、飲食・物販施設やにぎわい創出が可能なオープンスペースも確保したいと考えており、こうした目指すべきアリーナ像を基に基本計画を策定する予定としており、また検討委員会でも、ただいま御説明した目指すべきアリーナ像の内容をお示しし、基本計画に対する御意見を頂く予定としております。

#### 岡田晋委員

今年度は500万円の補正予算で、令和8年度の債務負担行為額は3,500万円となっていますが、今年度締結するアリーナ基本計画策定事業は、どういった内容の計画をどういったタイムスケジュールで実施されるのかお聞きします。

#### 久次米スポーツ振興課長

岡田委員より、アリーナ基本計画の内容やタイムスケジュールについての御質問を頂きました。

アリーナ基本計画では、規模、機能、駐車場、施設配置計画などの施設概要や、防災計画、渋滞対策を含む交通計画、周辺エリアのまちづくり、概算事業費、経済波及効果、整備主体、整備手法などを検討する予定としております。

また、アリーナ基本計画策定のスケジュールにつきましては、予算成立後、12月に策定事業者の公募を開始し、契約後、約1年程度で完成すると想定しております。

なお、パブリックコメントや住民説明会など、県民の皆様から御意見を頂く機会も設ける予定しております。

#### 岡田晋委員

ホールもアリーナも、他県にあって本県にはありません。若者の流出を防ぐ施策としても重要です。

一日も早く造って、文化活動、スポーツ活動の拠点として活用し、県民の健康寿命の延

伸につなげてもらいたいと思います。

古川広志委員

長引きううなので、要点だけお聞きします。短く答えていただければと思います。

まず、部長の説明の中で2点疑問があつたので、それを聞きます。聞き逃したのかも分かりませんけれども、徳島県郷土文化会館の指定管理を2年間としたのはなぜかというのを、言いましたか。

漆原文化振興課文化創造室長

ただいま古川委員より、徳島県郷土文化会館の指定管理をなぜ2年にしたのかについて御質問がございました。

現在、新ホールに関しましては再公募中でございますけれども、令和12年2月までの竣工が見込まれていることから、開館の2年前を目途に一体的な管理運営が行えるよう、あわぎんホールの次期指定管理期間を、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間としたところでございます。

古川広志委員

とくしまマラソン2026の募集期間を延長したことについて、私以外の人は応募状況は大体分かっているのですか。

松本スポーツ振興課交流拡大室長

ただいま古川委員より、とくしまマラソン2026の応募状況につきまして御質問を頂きました。

とくしまマラソン2026のランナー募集につきましては、9月30日から11月30日までエントリーの受付を行っております、現在のところ、定員8,500名に対し約6,200人の参加申込みを頂いているところでございます。

なお、1.5km、3kmのチャレンジランにつきましては定員に達しております、今回の募集の延長につきましてはフルマラソンのみが対象となっております。

古川広志委員

もうあと少しですね。頑張ってください。

香港便の関係について、午前中にいろいろやり取りを聞いていて、わざわざ4月1日付で、掛かった経費から運賃収入を除いた部分をアッパーに補助することを入れたということは、それなりにやり取りがあって、向こうから何とかならないかみたいな話があって、多分そういう変更になったのだろうと。

変更に至った経緯を言ったか言わなかつたかがよく分からなかつたのですけれども、私は、こういうふうに一步踏み込んだことをするのは一定理解しますけど、これはきちんと6月定例会ではつきり言うべきだったと思います。なぜ言わなかつたのか。

議決事項になつてないから言わないというの理由になつませんから。みんないっぽい報告していただいているのを見たら、議決事項になつてることばかりではないわけ

すから、このあたり、もう一回教えてください。

### 高木観光誘客課長

香港便の運航支援についての御質問でございます。

経緯から申し上げますと、香港便の支援内容につきまして、本年4月以降の運航に関し、航空会社から運航支援の強化の申出がございました。

それにつきまして協議を行いまして、路線の状況などを総合的に判断して、運航継続に向けた必要な措置ということで要綱を変更したものでございます。

また、議会への説明という点でございますが、繰り返しになりますが、補助要綱の変更そのものにつきましては、制度上は議会の承認を必要とするものではないということでございます。

今後、国際定期便の運航の支援に関し重要な変更が生じる場合につきましては、議会に対し適切に対応していきたいと考えております。

### 古川広志委員

今の答弁を聞いていて、議決事項ではないからと言って、議決事項ばかり言っているのかといったらそうではないですから、議決事項以外にも重要なことは報告して、議員に知っておいてもらうというのが趣旨だと、昔からそうです。理由にはならないのですけど、言いにくかったのですね。言いにくかった。

でも、こういう議論が割れるようなことは、きちんと言つて議論しなかつたら、県民の中でもここまでやっていいのかというのもあると思うし、こういうことを隠しながらやるのは、結局、逆に最後は良くない。こういう形になつたら、余計に良くない。信頼を無くすのですから。

直接、知事からきちんと言わぬいでくれと言わわれていたら、言いにくいかなと思うけど、そうでないのだったら、後で怒られるのは何かしら覚悟してでも言わなかつたらいいけど私は思うので、そこは聞きませんけど、これからは気を付けてほしいと思います。

### 沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で観光スポーツ文化部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時14分）